

一般競争入札公告

社会福祉法人久壽会の発注する工事の請負について、下記の通り一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告致します。

令和8年9月17日
社会福祉法人久壽会
理事長 平塚 大

1. 工事概要

- (1) 工事名称
特別養護老人ホーム好日の家 増築工事
- (2) 工事場所
埼玉県坂戸市大字浅羽字宿表1130番1
- (3) 工事概要
 - ① 工事種別 増築工事
 - ② 建物用途 特別養護老人ホーム
 - ③ 敷地面積 3,804.15㎡ (1,150.75坪)
 - ④ 建築面積 1,606.90㎡ (486.08坪) ※外部の駐輪場面積 24.14㎡を含む
 - ⑤ 延床面積 3,966.16㎡ (1,199.76坪) ※外部の駐輪場面積 24.14㎡を含む
 - ⑥ 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (4) 工期 (予定)
令和8年10月29日着工 ～ 令和10年1月31日引渡し
- (5) 工事範囲
増築工事に伴う建築工事・電気設備工事・給排水衛生設備工事・空調換気設備工事
昇降機設備工事・外構工事

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有 (非公表)
- (3) 予定価格 設定するが公表しない
- (4) 入札保証金 免除

3. 連絡先

- (1) 名称 社会福祉法人久壽会 特別養護老人ホーム好日の家
- (2) 住所 埼玉県坂戸市大字浅羽字宿表1130番1
- (3) 電話 049-298-3633
- (4) 担当 平塚、渡部 (E-mail: jimukai@kyujukai.com)

4. 入札参加資格

次に挙げる条件を全て満たしている者としします。また、入札参加資格審査後でも入札日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は参加資格なしとします。

- (1) 建設業の許可 [建築工事業]
建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による、建築工事業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5千万円 (建築一式工事である場合には8千万円) 以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 受注希望工事〔建築工事一式〕

令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という）に登載された者で、令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格審査の際に、受注希望工事として上に示す工事の申請をしていること。ただし、競争参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、(7) ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(3) 所在地

資格者名簿に登載された本店が飯能県土整備事務所・川越県土整備事務所・さいたま県土整備事務所・越谷県土整備事務所管内とする。

(4) 格付け〔業種：建築工事〕

令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、格付けが建築工事において **Ⓐ**ランクであること。かつ直近の経営規模等評価結果通知書の総合評定値が 1100 点以上あること。

(5) 施工実績

公共工事もしくは民間工事における過去 5 年間(2021 年 7 月～2026 年 8 月)に完成した、延床面積 4,000 m²以上の特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設の新築工事の元請けとしての実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は含まない）。

(6) 配置予定の技術者

- ア. 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の監理技術者として専任で配置すること。
- イ. 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、規定する競争参加資格確認申請書の提出期限の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。
- ウ. 配置予定技術者は原則として、(5) 又は類似施設の工事实績があること。

(7) その他の資格

- ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定及び埼玉県財務規則第 91 条の規定に該当しない者であること。
- イ. 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ウ. 建築工事業について、開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記イのただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。
- エ. 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は坂戸市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ. 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- カ. 入札の参加者は社会福祉法人久壽会の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でないもの。
- キ. 対象工事に係る設計業務の受注者ではなく、当該受注者と資本又は人事面で関係がない者。

5.入札参加資格確認申請手続き

※書式は、社会福祉法人久壽会に電子メールにて請求

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

「3. 連絡先：平塚、渡部（E-mail：jimukai@kyujukai.com）」まで電子メールにて請求して下さい。

その際には、件名を「好日の家増築工事：入札参加資格等確認申請書送付希望」とする。

(2) 受付締切及び提出方法

令和8年9月30日（水）午後5時締切（持参または書留郵便必着。持参の場合は事前連絡予約をお願いします）

(3) 提出書類

- ①一般競争入札参加資格確認申請書（様式有）
- ②一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
- ③令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格審査結果通知書（写）
- ④入札参加資格申請日現在で有効な特定建設業許可の写または証明書
- ⑤直近の埼玉県入札参加資格審査申請の基となった経営事項審査評価（写）
- ⑥会社案内・会社経歴書
- ⑦入札参加資格の施工実績（工事請負契約書の写または完了検査済証）
- ⑧配置予定技術者の資格を証する書類・工事経歴書の写し

(4) 入札参加資格の審査結果通知

申請受付後、当法人において審査を行い、入札参加決定者には入札参加通知書等を郵送します。入札参加資格が無いとみなした者にはその旨と理由を通知します。

10月1日（木）に発送します。10月2日（金）までに通知が届かない場合は連絡下さい。

6.設計図書の配布と質疑回答

(1) 配布

入札参加決定者には、令和8年10月1日（10月2日必着）に社会福祉法人久壽会より設計図書一式（CD-ROM）に入札参加通知書及び入札書を同封して発送します（宅配便）。

(2) 設計図書に関する質疑及び回答について

- ①質疑提出期限 令和8年10月20日（火）
- ②質疑提出先 社会福祉法人久壽会 宛て
- ③質疑提出方法 配布した CD-ROM 内にある質疑書に記載の上、「3. 連絡先」まで電子メールにて送付すること。質疑がない場合は「質疑無し」と明記して電子メールにて送付すること。
その際、件名を「好日の家増築工事：設計図書等の質疑」としてください。
- ④質疑回答日時 令和8年10月22日（木）午後5時までに回答
- ⑤回答方法 電子メールにて各社質疑をまとめた文書を発信します。

7.入札日等

(1) 日時 令和8年10月28日（水）午前 11時 00分

(2) 場所 社会福祉法人久壽会 特別養護老人ホーム好日の家 地域交流スペース
（坂戸市大字浅羽字宿表 1130 番 1 電話：049 - 298 - 3633）

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 入札注意事項

- ①入札書を提出する際に設計図書一式（CD-ROM）を返却すること。
- ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- ④入札書は代表印にて封印して提出すること。
- ⑤入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- ⑥入札参加にあたっては入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、後日入札金額見積内訳書を提出すること。
- ⑦県の補助事業であることに鑑み、談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- ⑧談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

8.落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札した場合は、落札金額及び落札業者名を公表する。なお、最低制限価格に達しない価格で入札した業者については、業者名と最低制限価格を下回った為無効であることを公表する。
- (3) 初度入札で予定価格に達していない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再入札は2回までとする。初度入札と合わせ最大3回)
- (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合かつ最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）、下記条件を遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - ②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - ③入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - ④契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札者が署名（捺印）すること。
- (5) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

9.入札の無効化に関する事項

- (1) 所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札
- (2) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (3) 最低制限価格に達しない価格の入札
- (4) 不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (5) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札。
- (6) 入札後に辞退を申し出て、これが受理された者がした入札。
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札。
- (8) 2以上の入札書を提出した者の入札。
- (9) 2以上の者の代理をした者の入札。
- (10) 記載すべき事項の記入がない入札書による入札。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- (12) 本件の補助金が交付決定されないとき。
- (13) 建築確認申請がみとめられないとき

10.契約（履行）保証金及び契約方法等

- (1) 工事請負契約時に保険会社との間に発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約を締

結すること。

- (2)契約については、民間（七会）連合協定工事請負契約約款によること。
- (3)請負代金の支払い時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金の交付時期を目安とし、協議の上決定する。
- (4)契約保証金は免除する。

11.その他

- (1)現場説明会は実施しない。
- (2)一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3)一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4)提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5)落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (6)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領(令和 22 年 4 月 1 日施行)に基づき、法人への苦情申し立てをする事ができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- (7)入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (8)談合や一括下請けを禁止する。
- (9)本工事における一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要項」に準じて行う。
- (10)公告の内容に変更があった場合は、入札参加通知を有する申請者に遅滞なく通達する。
- (11)提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (12)入札は、当法人の理事、監事の立会いのもと行う。
- (13)その他関係法令等を遵守し、県や市から指導等があった場合はこれに従うこと。

以上